

蒲郡市未熟児養育医療費用助成金（おむつ代）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、蒲郡市未熟児養育医療給付規則（平成25年蒲郡市規則第29号。以下「規則」という。）に定める養育医療の給付の対象者に係る入院養育期間中のおむつ代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、蒲郡市未熟児養育医療費用助成金（以下「助成金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成金の支給対象者（以下「助成対象者」という。）は、申請時点で市の住民基本台帳に記録されている者であって、規則第5条第1項の規定により養育医療の給付の決定を受けた者（以下「養育医療給付対象者」という。）の保護者（規則第3条第1項に規定する「保護者」をいう。）とする。

（助成対象経費及び助成額等）

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が医療機関から、養育医療給付対象者の入院養育に要したおむつ代として、請求を受けた額とする。

2 助成金の額は、助成対象経費とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の申請及び支給の方式）

第4条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市未熟児養育医療費用助成金（おむつ代）申請書兼請求書（第1号様式）に、助成対象経費に係る領収書（入院期間、入院費用及び養育医療給付対象者又は申請者の名前が記載されたものに限る。）を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を蒲郡市未熟児養育医療費用助成金（おむつ代）支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により、申請者に対して通知し、助成金の支給を行うものとする。

（申請期間）

第5条 申請期間は、養育医療給付対象者が退院した日から3月以内とする。

（助成金の返還等）

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、当該交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成金が支払われているときは、その者から既に支給された助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。